公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学　競争契約入札心得

（趣旨）

第１条　この心得は、工事の請負、業務委託、物品の購入、財産の売り払いその他の契約について、静岡県公立大学法人（以下「法人」という。）が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（入札の参加の辞退）

第２条　指名競争入札に参加する指名の通知「入札執行について（通知）」（以下「指名通知」という。）を受けた者が入札の参加を辞退しようとするときは、「入札辞退届」を指名通知に記載された期限までに提出しなければならない。

（入札保証金）

第３条　入札参加者は、入札金額の 100 分の５以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を要しない。

⑴　入札参加者が、保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

⑵　公告又は指名通知に、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないとものとされたとき。

（入札保証金に代わる担保）

第４条　前条の規定による入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

⑴ 国債、地方債、政府保証債その他総務省令で定める有価証券

⑵ 銀行又は静岡社会健康医学大学院大学法人事務局長（以下「法人事務局長」という。）が確実と認める金融機関等に対する定期預金債権

⑶ その他法人事務局長が確実と認める担保

２　前項各号に掲げる担保の価値は、額面金額（発行価格が額面と異なるときは発行価格）の８割に相当する額とする。

（入札保証保険証券の提出）

第５条　入札参加者は、法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結して入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険に係る保険証券を提出しなければならない。

（入札保証金の返還）

第６条　入札保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、入札終了後、直ちに返還する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、当該契約を締結した際に返還する。

（入札の基本事項）

第７条　入札参加者は、仕様書、設計書、図面その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、設計書及び図面等について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

（公正な入札の確保）

第８条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第９条　入札書は、公告又は指名通知に示した日時及び場所において、提出しなければならない。

２　入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

３　第１項の規定については、郵送を認めない。ただし、公告等においてあらかじめ郵送を認める旨を示している場合はこの限りではない。

（入札書の書換等の禁止）

第10条　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第11条　入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が１人の場合には、入札の執行を取りやめる。

２　入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

３　開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

４　指名競争入札にあっては、入札書を提出した者が１人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合において、その入札書は開札しないで返却する。

（開札）

第12条　開札は、入札終了後、直ちに当該入札場所において行う。

２　入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない法人職員を立ち合わせる。

（入札の無効）

第13条　次の各号の一に該当する入札は無効とする。

⑴　入札に参加する資格を有しない者のした入札

⑵　入札保証金が所定の額に不足する者のした入札

⑶　委任状を持参しない代理人のした入札

⑷　所定の日時、場所に提出しない入札

⑸　記名押印を欠く入札

⑹　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑺　入札金額を訂正した入札

⑻　談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札

⑼　同一事項の入札について、２以上を入札した者の入札

⑽　同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

⑾　同一事項の入札について、２人以上の代理人をした者の入札

⑿　前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

（落札者の決定）

第14条　入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落

札者とする。
２　前項ただし書きに該当するおそれがある入札を行った者は、関係職員の行う調査に協力しなければならない。
３　第１項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第15条　開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
２　次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができない。
⑴　第13条第１項第１号から第４号及び第８号から第11号までの規定に基づき無効とされた入札
⑵　前条第３項の規定による最低制限価格に達しない入札
３　再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、入札書に「辞退」の記入をし、入札時に入札箱に投函すること。

（再度入札の入札保証金）

第16条　前条の規定により、再度入札を行う場合においては、初度の入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第17条　落札者となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決める。
２　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない法人職員にくじを引かせる。

（入札結果の通知）

第18条　開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を入札者に直ちに口頭で知らせる。

（契約の締結）

第19条　落札者は、落札の通知を受けてから遅滞なく、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学契約事務取扱規程第37条に掲げる事項を記載した契約書を作成して契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。
２　落札者が遅滞なく契約を締結しないときは、その落札は、効力を失う。
３　前項の場合において、入札保証金を免除された者は、免除された入札保証金に相当する額の違約金を納付しなければならない。

（契約の確定）

第20条　契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

（契約保証金）

第21条　落札者は、契約金額の 100 分の10以上の契約保証金を契約締結の際納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を要しない。
⑴　落札者が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
⑵　工事の請負にあっては、落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を結んだとき。
⑶　公告又は指名通知に契約保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

（契約保証金に代わる担保）

第22条　前条の規定による契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。

⑴　第４条第１項各号に掲げるもの

⑵　銀行又は法人事務局長が確実と認める金融機関等の保証

⑶　工事の請負にあっては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証

２　前項各号に掲げる担保の価値は、同項第１号に掲げるものにあっては第４条第２項に定める額、第２号及び第３号に掲げるものにあってはその保証する金額とする。

（履行保証証券等の提出）

第23条　落札者は第21条第１項第１号若しくは第２号の規定により契約保証金の全部若しくは一部を納付しないこととする場合、又は前条第１項第２号若しくは第３号の規定により契約保証金に代わる担保の提供をしようとする場合においては、当該保険証券、保証証券又は保証書を提出しなければならない。

（入札保証金の契約保証金への充当）

第24条　契約担当者において必要があると認められる場合には、落札者の同意を得て、その者に還付すべき入札保証金を契約保証金に充当することができる。

（異議の申立）

第25条　入札した者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附　則

この心得は、令和３年４月１日から施行する。